

特定非営利活動法人婚姻&家督支援機構 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人婚姻&家督支援機構と称する。以下「本機構」と略称する。

(事務所)

第2条 本機構は、主たる事務所を鳥取県鳥取市におく。必要に応じ支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本機構は、現代の少子化社会現象は非婚化、晩婚化の結婚難情勢にあると見極めた。このことは、近代社会の経済環境の歪が影響していると推考するが、家督の崩壊まで連鎖して、地域の崩壊及び消滅まで発展する懸念が確実に迫ってきたと指摘する。特に家督の責任を負う当事者の結婚難から連係して起こる、次代の家督後継人の問題、自らが独居高齢者になる問題、不在地主及び先祖供養体制の崩壊の問題等々は、地域崩壊の元凶になり、地域及び行政を苦しめる事態に進展することは間違いない。

本機構はこれらの問題意識から、今こそ「結婚問題が円満な社会づくり」は、焦眉の急の課題と決め、NPOに託された「果たす役割」の大義を実践する決意をした。

よって本機構は、不特定多数のすべての人々が結婚して、子どもを育てる喜び及び家督継続の喜びが共有できる地域社会を目指し、その実現に寄与する活動を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」と略称する)第2条の別表に掲げる項目のうち、次の活動を行う。

- (1). 社会教育の推進を図る活動
- (2). まちづくりの推進を図る活動
- (3). 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4). 国際協力の活動
- (5). 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 本機構は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1). 特定非営利活動に係る事業
 1. 40才超え未婚者の国際結婚を含めた結婚の配偶者紹介及び成婚支援事業
 2. 母子家庭との合併形式の結婚及び養子縁組の推奨と紹介及び縁組支援事業



3. 「現状及び未来の思い」アンケート調査及び、個別事案のサポート事業
4. 独居高齢者に係る各種未来対策の相談及び専門家の斡旋等の支援事業
5. 外国人配偶者の日本国在留資格認定申請及び同期間更新等、各種手続き支援事業
6. 国際結婚夫妻の各種生活指導及び相談等の支援事業
7. 私塾とつとり日本語学校による語学及び日本主婦学入門講座等教育研修事業
8. 必要な調査研究、情報収集及び本条各項に関連する一切の事業

(2). 収益事業

1. 外国人特殊技術陣招聘等の交流活動及び輸出入貿易とその販売事業
 2. 外国人配偶者の就職支援目的の販売店及び飲食店等の直営事業
 3. その他の収益事業
- 2 前項(2). に掲げる事業は、同項(1). に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項(1). に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 本機構の会員は、次の4種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1). 正会員

本機構の目的に賛同して入会し本機構の活動を推進する個人

(2). 活動会員

本機構の目的に賛同して入会し本機構の活動に参加する個人

(3). 賛助会員

本機構の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(4). 利用会員

本機構の目的に賛同して入会し本機構の活動を利用する個人

(入会)

第7条 正会員及びその他の会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出するものとする。

2. 理事長は、入会申込者が本機構の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及びその他の会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。



(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1). 退会届の提出をしたとき。
- (2). 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3). 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4). 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1). この定款等に違反したとき。
- (2). 本機構の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 本機構に次の役員を置く。

- (1). 理事は3人以上8人以内
- (2). 監事は1人以上2人以内
2. 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。
3. 本機構の伝統及び継続性を維持発展させるため、次の特別役員を置くことができる。
 - (1). 会長 1人
 - (2). 相談役 1人

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 日本語学校長は理事を兼職しなければならない。本件は理事会の選任を受けて就任することができる。ただし、直近の総会において追認を受けなければならない。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員にその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1

を超えて含まれることにはならない。

5. 監事は、理事又は本機構の職員を兼ねることができない。
6. 特別役員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。
7. 特別役員を除く役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第15条 理事長は、本機構を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は、理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、本機構の業務を執行する。なお、理事長以外の理事は本機構の業務について、本機構を代表しない。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1). 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2). 本機構の財産の状況を監査すること。
 - (3). 前2号の規定による監査の結果、本機構の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4). 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5). 理事の業務執行の状況又は本機構の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
5. 特別役員は、本機構の活動の助言及び理事会の諮問に答えること。理事長の要請があれば、理事会に出席して意見を述べることができる。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会及び理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければ

ばならない。

- (1). 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2). 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関して必要な事項は、総会及び理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 本機構に事務を処理する事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
3. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。
4. 理事は、事務局の職員を兼職することができる。

(顧問及び参与)

第21条 本機構に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3. 顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第5章 総会

(種別)

第22条 本機構の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1). 定款の変更
- (2). 解散
- (3). 合併
- (4). 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5). 事業報告及び活動決算
- (6). 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7). 入会金及び会費の額
- (8). その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1). 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2). 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3). 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条

総会は正会員数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 本機構の理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面及び電磁的記録(電子メール等)により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなすことができる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面及び電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、第28条及び第31条第1項の適用については、総

会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決につき、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加われない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1). 日時及び場所
 - (2). 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、数を付記すること。)
 - (3). 審議事項
 - (4). 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5). 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1). 総会に付議すべき事項
- (2). 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3). 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条においても同じ。)その他新たな業務の負担及び権利の放棄
- (4). 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5). その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1). 理事長が必要と認めたとき。

(2). 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3). 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面及び電磁的記録をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、第37条及び第39条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決につき、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加われない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1). 日時及び場所

(2). 理事総数、出席者数及び出席者名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(3). 審議事項

(4). 議事の経過の概要及び議決の結果

(5). 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。



第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1). 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2). 入会金及び会費
- (3). 寄付金品及び補助金品
- (4). 財産から生じる収益
- (5). 事業に伴う収益
- (6). その他の収益

(資産の区分)

第41条 本機構の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の3種とする。

(資産の管理)

第42条 本機構の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 本機構の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 本機構の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、収益事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の3種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 本機構の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、正当な理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び変更)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又

は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 本機構の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 本機構が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経たうえ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1). 目的
- (2). 名称
- (3). その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4). 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所割庁変更を伴うものに限る)
- (5). 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6). 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7). 会議に関する事項
- (8). その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9). 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10). 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 本機構は、次に掲げる事由により解散する。

- (1). 総会の決議
- (2). 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3). 正会員の欠亡
- (4). 合併
- (5). 破産手続き開始の決定



(6). 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第1号の事由により本機構が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 本機構が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 本機構が合併しようとするときは、総会において正会員の3分の2以上の議決を経たうえ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本機構の公告は、官報に掲載してこれを行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第58条 日本語学校の校名、校則など細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

1. この定款は、本機構の成立の日から施行する。
2. 本機構の設立当初の役員は、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月末日までとする。
3. 本機構の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
4. 本機構の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
5. 本機構の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1). 正会員(個人) 入会金5,000円 会費月額2,000円
 - (2). 活動会員(個人) 入会金3,000円 会費年額3,000円
 - (3). 賛助会員(個人) 入会金10,000円 会費月額 1口5,000円以上
 - (4). 賛助会員(団体) 入会金20,000円 会費月額 1口5,000円以上

<別表> 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	河本 義雄
副理事長	田中 秀實
理事	霜田 克夫
理事	西村 貞子
理事	青目 昇
監事	田中 節照

(以上)

上記は原本と相違ないことを証明する

平成24年10月12日

特定非営利活動法人 婚姻と家督支援機構

理事長 河本 義雄

